

件名	過去の国籍要件が理由で年金のない高齢者及び重度障害者に対する緊急救済措置としての特別給付金の早期実施に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区太平一丁目4番8号 在日本大韓国民団 東京墨田支部 支団長 李 正 治 外3人			
受理年月日	平成20年6月5日	受理番号	第9号	
<p>要 旨</p> <p>1 在日無年金高齢者への特別給付金支給制度を早急に実施してください。</p> <p>2 在日無年金障害者への特別給付金支給制度を早急に実施してください。</p> <p>(理 由)</p> <p>墨田区には、国民年金法における過去の国籍条項によって、いまだ無年金のまま放置されている区民がいます。自己の責によらず無年金とされ、今もって国による救済措置は一切執られていません。</p> <p>在日無年金高齢者（現在82歳以上）も、健康保険料や医療費の負担額急増の影響を受けています。老齢福祉年金の受給権がないため、介護保険料の減免もありません。新たな負担が生じた者もいます。</p> <p>在日無年金障害者（現在46歳以上）は、そのほとんどが在日無年金高齢者の子女です。就労は難しく、運良く就労できた者でも、多くが不安定な契約社員や社会保険もないパート労働者です。その上、障害基礎年金の受給権がないために、年金保険料免除や介護保険料の減免もありません。</p> <p>2004年12月、国において制定された特定障害者特別給付金の対象からも除外されました。特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律附則第2条及び附帯決議によって、今後の救済検討が盛り込まれるにとどまっています。</p> <p>2006年4月、障害者自立支援法が施行されました。同法は、生きるための介助が必要な重度の障害者には、障害基礎年金という収入があることを前提とした法律です。その前提のない無年金障害者は、サービス料自己負担の支払いもままならない状況です。在日無年金障害者の多くは本人に収入がないため、いまだに親、兄弟、親戚の扶養に頼っています。経済的にも精神的にも厳しい状況にあります。</p> <p>在日無年金者の救済は、本来、国の責任です。しかし、国の制度改正には時間がかかります。その間も、困窮は深まり、苦しい生活の中、日々亡くなっていることを考慮し、近年、都内における特別給付金制度の実施が加速化しています。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、国の制度が整うまでの期間、墨田区において緊急救済措置として、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>				